第５章　樹木の保存、表土の保全等に関する基準

１　樹木の保存、表土の保全等に関する法規定

（開発許可の基準）抜粋

法第 33 条第１項

９　政令で定める規模以上の開発行為にあっては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第２号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

（樹木の保存等の措置が講ぜられるように設計が定められなければならない開発行為の規模）

政令第 23 条の３　法第 33 条第１項第９号（法第 35 条の２第４項において準用する場合を含む。）の政令で定める規模は、１ヘクタールとする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため特に必要があると認められるときは、都道府県は、条例で、区域を限り、0.3 ヘクタール以上１ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）

政令第 28 条の２　法第 33 条第２項に規定する技術的細目のうち、同条第１項第９号（法第 35 条の２第４項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

１　高さが 10 メートル以上の健全な樹木又は国土交通省令で定める規模以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により、当該樹木又は樹木の集団の保存の措置が講ぜられていること。ただし、当該開発行為の目的及び法第 33 条第１項第２号イからニまで（これらの規定を法第 35 条の２第４項において準用する場合を含む。）に掲げる事項と当該樹木又は樹木の集団の位置とを勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

２　高さが１メートルを超える切土又は盛土が行われ、かつ、その切土又は盛土をする土地の面積が 1,000 平方メートル以上である場合には、当該切土又は盛土を行う部分（道路の路面の部分その他の植栽の必要がないことが明らかな部分及び植物の生育が確保される部分を除く。）について表土の復元、客土、土壌の改良等の措置が講ぜられていること。

（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準）抜粋

政令第 29 条の２第１項　法第 33 条第３項（法第 35 条の２第４項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める基準のうち制限の強化に関するものは、次に掲げるものとする。

９　第 28 条の２第１号の技術的細目に定められた制限の強化は、保存の措置を講ずべき樹木又は樹木の集団の要件について、優れた自然的環境の保全のため特に必要があると認められる場合に行うものであること。

10　第 28 条の２第２号の技術的細目に定められた制限の強化は、表土の復元、客土、土壌の改良等の措置を講ずべき切土若しくは盛土の高さの最低限度又は切土若しくは盛土をする土地の面積の最低限度について行うものであること。

（樹木の集団の規模）

省令第 23 条の２　令第 28 条の２第１号の国土交通省令で定める規模は、高さが５メートルで、かつ、面積が 300 平方メートルとする。

2　基準の適用範囲

開発区域の面積が１ha 以上の開発行為にあっては、環境を保全するために、開発区域内に存する樹木、表土を保存し保全しなければならない。ただし、開発行為の目的、開発区域の規模、形状、周辺の状況、土地の地形、予定建築物等の用途、敷地の規模、存する樹木の配置等を勘案して、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

3　樹木の保存

（1）保存対象樹木等

開発区域内において保存の対象となる樹木等を以下に掲げる。

ア　高さが 10m以上の健全な樹木

なお「健全な樹木」とは、次の各項により判断する。

(ｱ)　枯れていないこと。

(ｲ)　病気（松食い虫・落葉病等）がないこと。

(ｳ)　主要な枝が折れていない等樹容が優れていること。

イ　高さが５m以上の樹木の集団で、規模が 300 ㎡以上

なお「集団」とは、一団の樹林地で高さ５m以上の樹木が１本／10 ㎡以上の割合で存在する状態をいう。

（2）保存の方法

ア　調　査

開発区域内に山林、原野等がある場合には、樹木の態様について立木調査を行うこと。

イ　保存計画

保存対象樹木又はその集団の存する土地をそのまま存置し、公園又は緑地として配置すること。ただし、対象となる土地を全て公園又は緑地にするという主旨ではなく、土地利用計画で公園等（必要な規模以上）の配置設計において、適切に考慮すればよい。

ウ　保存方法

保存対象樹木又はその集団の土地において、枝張りの垂直投影面下の土地については、切土又は盛土を行わないこと。

（3）「基準の適用範囲」のただし書の運用について

開発区域の規模、用途、周辺状況等を勘案し、以下のア～エに掲げる場合には保存等の措置を講じる必要はない。

ア　開発区域の全域にわたって保存対象樹木等が存する場合

図５－１

(a) 現　況　　(b) 保 存 計 画

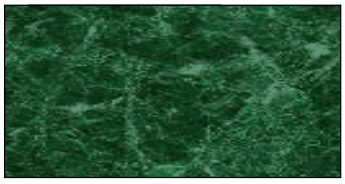

（土地利用計画）

イ　開発区域の一部に保存対象樹木等がある場合

図５－２

(a)　現　況　　(b) 保 存 計 画

ウ　南下り斜面の宅地予定地に保存対象樹木等がある場合

図５－３

(a) 現　況　　(b) 保 存 計 画

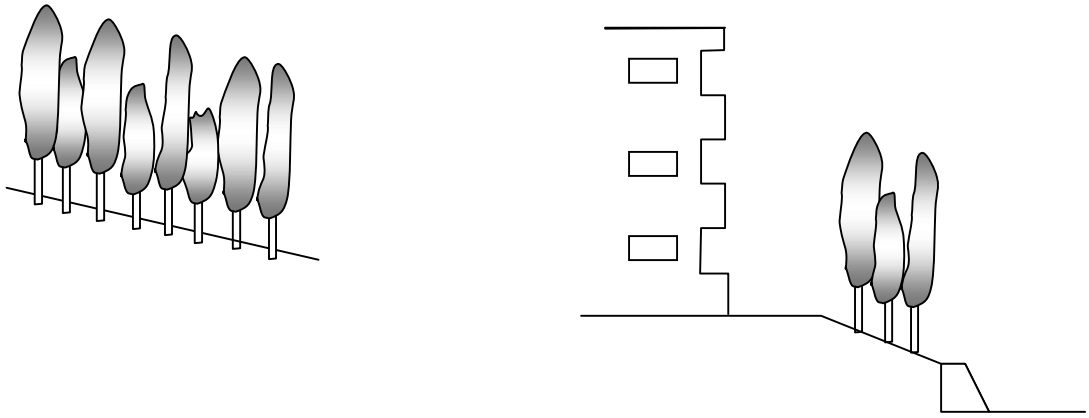

エ　その他土地利用上やむを得ないと認められる場合（東近江市と協議のこと）

４　表土の保全

「表土」とは、植物の生育にかけがえのない有機物質を含む表層土壌をいう。

図５－４　　表 土 断 面 図

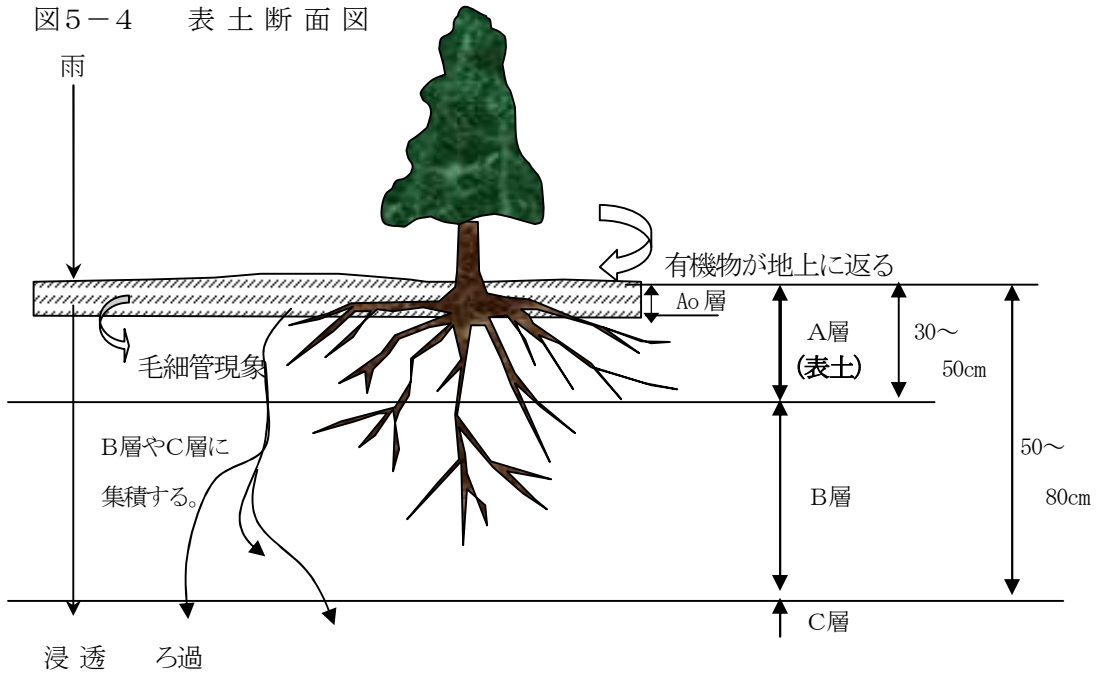

（注）Ao 層（有機物層）：　地表に堆積した有機物の層で、土壌の有機質の母材となるものである。
A層（溶 脱 層）：　下層のB層に比べて風化の程度が進んでおり、組織は膨軟であって有機質に富み、暗色ないし黒色を呈する。多くの土壌で下層土との境がはっきりしている。植物の根はこの部分から養分、水分を吸収し下層土にはほとんど入っていかない。水の通過量が多いため、土壌の可溶性、無機成分、有機成分、粘土等が溶脱される層である。
B層（集 積 層）：　A層の下に続き、A層から溶脱された可溶性成分、粘土等が集積する部分である。
C層（母 材 層）：　岩石が風化していない最下層の部分である。

（1）表土の保全対象となる規模

高さが１ｍを超える切土又は盛土を行い、かつ開発区域内でその面積の合計が 1,000 ㎡以上となる場合には、表土を保全するための措置が講じられていること。

（2）表土の保全方法

表土の保全方法には、次のような方法がある。

ア　表土の復元

開発区域内の表土を造成工事中まとめて保存し、粗造成が終了する段階で、必要な部分に復元することをいう。厚さは 30～50㎝ 程度とする。

イ　客　土

開発区域外の土地の表土を採取し、その表土を開発区域内の必要な部分に覆うことをいう。この場合、他区域の表土を剥がすことになるので、採取場所を慎重に選ばなければならない。

ウ　土壌の改良

土壌改良材と肥料を与え、耕起することをいう。土壌改良材には、有機質系（泥炭、パルプ、塵芥、糞尿等の加工物）、無機質系（特殊鉱物の加工物）及び合成高分子系（ウレタン等の加工物）があり、地中停滞水土壌、酸素不足土壌、固結土壌等の改良に用いる。肥料には、石灰質、ケイ酸質、苦土、無機質、リン酸質等がある。また、土壌改良材と兼ねたものもある。

エ　その他の方法

表土の復元又は客土等の措置を講じても、なお植物の生育が困難であるような土質の場合には、その他の措置として次のような措置をあわせ講ずるものとする。

(ｱ)　リッパーによる引っ掻きで土壌を膨軟にする。
(ｲ)　発破使用によるフカシで土壌を膨軟にする。（深さ１ｍ、間隔２ｍ程度の防爆幕を使用する等）
(ｳ)　粘土均しにより保水性の悪い土壌を改良する。

（3）表土の保全箇所

一般に表土の保全措置を行うのが適当であると考えられるのは、公園、緑地、コモンガーデン、隣棟間空地、緑地帯等である。

5　その他

開発行為が森林法第 10 条の２第１項の規定に基づく許可、又は同法第 27 条第１項の規定に基づく保安林指定の解除を要する場合は、別途森林法に基づく基準がある。